

河内川ダム建設の無駄と無謀 その②⑩

河内川ダム建設工事に係る

関西電力熊川発電所へのダム補償金に疑惑 5

(小浜市) 松本 浩

福井県は平成29年度から同30年度にかけて、熊川発電所「付替水路工」の名目で関西電力に2億9,400万円を違法に支払った。現実の熊川発電所「付替水路工」は平成31年度（令和元年度）に福井県が6,400万円です工している。

1. 平成29年度末に「付替水路」工事代金と偽って2億400万円を関電へ

◇平成29年度実施内容

当初計画（平成29年4月3日補助金交付申請、同日国土交通大臣交付決定）

補償費 220,000千円

○特殊補償 220,000千円

・電柱 11,000千円

・発電所補償 209,000千円

補償工事費 392,000千円

○付替町道 392,000千円

・道路工 392,000千円

変更計画（平成30年2月23日「経費の配分及び内容の変更」承認申請、

同年3月16日国土交通大臣承認）

補償費 16,000千円

○特殊補償 16,000千円

・電柱 11,000千円

・発電所補償 5,000千円

補償工事費 675,000千円

○付替町道 471,000千円

・道路工 471,000千円

○付替水路 204,000千円

・付替水路工 204,000千円

上記、平成30年3月16日の石井啓一国土交通大臣による変更承認を受けた直後の3月

22日に、関西電力株式会社と福井県の間で「発電所の導水路等移設に関する協定書」が締結された。

本協定書前文は「河内川ダム建設事業に伴い影響を受ける熊川発電所の取水設備及び導水路等の移設に関し、協定を締結する」として、補償対象に「取水設備の移設」を含ませている。

本件協定書第3条（補償の方法）は、「この協定書に基づく補償の方法については、別紙に記載する補償形態及び実施分担により補償を行うものとする」とし、別紙「補償形態及び実施分担」では、「付替水路工・付帯工は関西電力（株）が実施して、総係費を福井県が金銭で補償する（金額は墨塗り）。また、付替水路に係る仮設工、土工、法面工等は福井県が施工」としている。

実際の「付替水路工」は、平成31年度（令和元年）に6,400万円が福井県が施工しており、福井県が付替水路工事代金名で2億400万円を関西電力に支払うのは詐欺であり、「立派な犯罪」である。

2. 平成30年度末に「付替水路工」代金と偽って9,000万円を関電へ

◇平成30年度実施内容

当初計画（平成30年4月2日補助金交付申請、同年4月17日交付決定）

補償費 52,000 千円
 ○特殊補償 52,000 千円
 ・減電補償 26,000 千円
 ・電柱 26,000 千円
 補償工事費 57,000 千円
 ○付替町道 57,000 千円
 ・道路工（舗装、安全施設）
 57,000 千円

変更計画（平成 31 年 2 月 12 日「経費の配分及び内容の変更」承認申請、同年 2 月 25 日国土交通大臣承認）

補償費 52,000 千円
 ○特殊補償 52,000 千円
 ・減電補償 26,000 千円
 ・電柱 26,000 千円
 補償工事費 147,000 千円
 ○付替町道 57,000 千円
 ・道路工（舗装、安全施設）
 57,000 千円
 ○付替水路 90,000 千円
 ・付替水路工 90,000 千円

上記「付替水路」には、前年の 2 億 400 万円と同様に「取水設備の移設」を含ませていると思われる。本件 90,000 千円も「付替水路工」と偽って公金を関電に支払った違法支出である。

ダム本体の取水放流施設に発電所水路を接続させるための分流施設は、平成 29 年度に「取水設備製作工 90,000 千円」、平成 30 年度に「取水設備製作工 80,000 万円」、合計 1 億 7,000 万円が支出されている。関西電力への 2 億 9,400 万円の違法支出金にはこの「取水設備」の製作据付代金も含まれているものと思われる。

なお、平成 30 年度の「取水設備製作工」は「取水設備据付工」の誤記では……

「取水設備の移設」については、平成 30 年 6 月 25 日に河内川ダム事務所で川藤次長ら 4 名と筆者の間で次のような会話が交わされている。「はとぼっぼ通信」第 224 号（2018 年 8 月）から一部抜粋して引用する。

松本：「取水設備の移設」と言いますが、取水口は移設しないでしょう。第 1 取水口と第 2 取水口は、ダム水没区域にあって、福井県がダム工事に支障があるとして取り壊すわけですね。私などは費用をかけて取り壊さないでも、そのままダムに沈めればいいのにと申し上げましたが、課長は「鉄筋などがあり錆が水質に悪影響を及ぼすので除却する」と言われました…… 除却した取水口の替わりとして、ダム本体の取水放流施設に発電所のための分流施設を設置して、それを関電が移設工事で新設した導水路につなぐんですね。

職員：……そうです。

松本：その分流施設は関電から見れば発電所の取水施設に当たりますが、ダム本体からすれば多目的ダムの取水放流施設の一部であって、関西電力が付替施設として施工して、福井県がその費用を負担するという性質のものではないでしょう。分流施設の工事費は全額がダム本体工事費に含まれています。全額です。

職員：……それは、……関電が分流施設を施工するわけではありません。移設するというのは機能が移るという意味です。あくまでも機能の回復、機能が実質的に移動するということです。

松本：しかし、その失った機能を回復させるのはダム事業者である福井県でしょう。その「機能の回復」を関電による「取水施設の移設」にすり替えて、関電に補償工事費を支払おうとしたのが「原覚書」だったのではありませんか。「原覚書」には「機能の移設」という文言はありませんよ。平成 29 年 1 月 31 日に締結された「発電所導水路等の移設に関する覚書」第 3 条でも、「甲（関電）は、末尾記載の工事を実施するものとする」とあり、末尾記載の「工事の概要」は、対象設備が「熊川発電所設備等（取水設備及び導水路等）」と明記されています。

「取水口の移設」は、関西電力が施工する工事の対象として位置付けられていて、福井県はその費用を金銭で負担することに

なっていたんですよ。

職員：・・・あくまでも、設備の移転ではなく機能の移転という意味です。

松本：いや、末尾記載の工事、つまり、「取水設備と導水路等」の移設工事を関電が実施して、その代金は県が負担するという覚書が交わされていたのは明白な事実です。率直に申し上げれば、取水設備つまり発電所分流施設工事代金の二重払い、福井県のダム工事費と関電の移設工事費、両方から費用を支払う違法が企画されていたんです。

職員：そんな、代金の二重払いなんて絶対あり得ませんよ。

松本：いや、そのために、平成 28 年度と 29 年度当初の国土交通省への補助金交付申請で、発電所補償費が 28 年度は 1,100 万円、29 年度当初は 2 億 900 万円、合計 2 億 2,000 万円も計上されていたんですよ。

導水路の移設補償費は福井県の試算でも 5,000 万円まででした。5,000 万円の補償費が 2 億 2,000 万円に跳ね上がった理由がここにあります。

職員：・・・

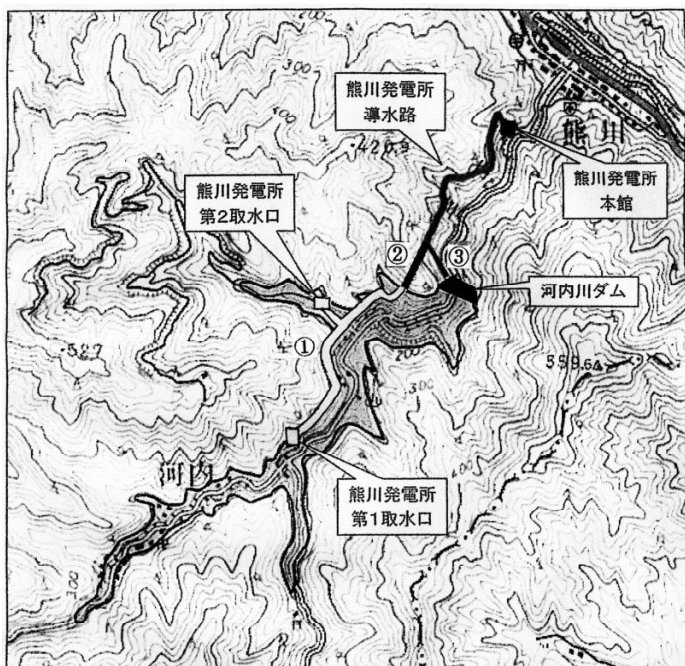
松本：2 億 2,000 万円の用途は「発電所補償」と明記されています。単に機能の回復というのであれば、その取水施設工事は福井県がダム本体工事として実施したのですから、福井県が関西電力に工事費を支払う必要はありません。支払う必要のない 2 億 2,000 万円を福井県と国土交通省は補償工事費として関西電力に支払う計画を進めていた・・・

国と県と関電の間で代金の二重払いが企画されていたのです。

職員：・・・

そして、この国と県と関電の立てた企画(福井県がダム工事で施工したものを、関西電力の取水設備及び導水路等の移設工事と見なし、福井県がその補償費として関西電力に二重に支払う詐欺)は、現実には、当初 2 億 2,000 万円であった「補償金」が 2 億 9,400 万円に増額されて実行されたのである。

(次号につづく)



- ①水没する設備（取水口及びトンネルまでの導水路）…ダム建設工事で撤去
- ②水没する設備（導水路トンネル部）…ダム建設工事で 20m を閉鎖
- ③付替導水路（ダム取水放流施設の発電所分流施設から既設導水路に接続）



ダム堤から見下ろすと分流通設（手前の建物）とそれに続く導水路工事が始まっている。（本年7月8日撮影）